

○ 近隣地域医療提供体制整備事業実施要領 新旧対照表

新	旧
近隣地域医療提供体制整備事業実施要領	近隣地域医療提供体制整備事業実施要領
制定 平成29年11月6日 一部改正 令和元年5月30日 一部改正 令和2年5月1日 一部改正 令和3年9月14日 一部改正 令和4年10月11日 <u>一部改正 令和5年8月23日</u>	制定 平成29年11月6日 一部改正 令和元年5月30日 一部改正 令和2年5月1日 一部改正 令和3年9月14日 一部改正 令和4年10月11日
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
第4 補助金の算定	第4 補助金の算定
(1) (略)	(1) (略)
(2) 補助基準額	(2) 補助基準額
要綱別表1の補助基準額については、次のとおりとする。	要綱別表1の補助基準額については、次のとおりとする。
ア 常勤雇用の場合	ア 常勤雇用の場合
以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与其他特別給与額を加えた額を基準額とする。	以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与其他特別給与額を加えた額を基準額とする。
①医師 月額給与 <u>920</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>611</u> 千円	①医師 月額給与 <u>883</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>793</u> 千円
②看護師 月額給与 <u>339</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>808</u> 千円	②看護師 月額給与 <u>332</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>801</u> 千円
③准看護師 月額給与 <u>293</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>618</u> 千円	③准看護師 月額給与 <u>282</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>614</u> 千円
④臨床工学技士 月額給与 <u>344</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>900</u> 千円	④臨床工学技士 月額給与 <u>350</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>937</u> 千円
⑤上記以外 月額給与 <u>271</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>633</u> 千円	⑤上記以外 月額給与 <u>274</u> 千円、年間賞与其他特別給与額 <u>663</u> 千円
なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与其他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。 (当該勤務者毎に年間賞与其他額に年間基準額で千円未満切り捨て。)	なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与其他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。 (当該勤務者毎に年間賞与其他額に年間基準額で千円未満切り捨て。)
イ 非常勤雇用の場合 (略)	イ 非常勤雇用の場合 (略)

第5～第6 (略)

附 則

この要領は、平成29年11月6日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月30日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月14日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月18日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年8月23日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

第5～第6 (略)

附 則

この要領は、平成29年11月6日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月30日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月14日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月18日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。